

1 定義及び必要性等

(1) 薬物乱用の定義

医療目的ではない薬物を不正に使用すること及び医薬品を医療目的以外に使用することをいいます。覚醒剤などの禁止薬物は、たとえ**1回だけの使用でも乱用**になり、**同時に犯罪**になります。また、**所持しているだけでも犯罪**になります。

(2) 薬物乱用が使用者に与える重大な影響

ア 脳へのダメージ、幻覚、妄想、中毒死等

イ 幻覚・妄想による暴力、殺人、薬物購入費による生活破綻等

ウ 依存性が強く、一度使うと繰り返し使うようになり、薬物なしの生活ができなくなる。薬物依存症に陥ると治療に長期間が必要

エ 刑事罰 + 懲戒処分（原則、免職）等

(3) 隊員の薬物乱用が国民や防衛省・自衛隊に与える重大な影響

自衛隊は、武器・弾薬を取り扱う組織であることから、薬物犯罪が発覚した場合、次のような悪影響を内外に及ぼす可能性があります。

ア 薬物使用者による武器・弾薬等の取扱いに対する国民の不安増大

イ 薬物使用者の存在による組織の健全性低下等

これらの悪影響は、自衛隊の集団生活の中で薬物がまん延した場合には、より一層深刻なものとなる可能性があります。

そんな人がいる組織に武器を取り扱わせて大丈夫？



恐ろしいわ

国民

(4) 禁止薬物の種類

禁止薬物には、大麻、覚醒剤、MDMA、コカイン、麻薬原料植物（マジックマッシュルーム等）、ヘロイン、向精神薬、ハーブなどと称されている危険ドラッグ等があり、所持、譲渡、譲受、使用、栽培等について、法令等により懲役や罰金が定められています。

また、比較的害が少ないと思われる、大麻や合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグも、人体に重大な影響を及ぼし、最悪の場合には死に至ることもあります。

危険ドラッグは現在でも新しい製品が販売され続けており、少しでも疑問を感じた場合、公的機関が検査して公開しているデータベース等を活用し、確認することが必要です。

【東京都福祉保健局HP「みんなで知ろう危険ドラッグ・不法薬物」
において薬物データベースや薬物の情報を掲載】 QRコードはこちら→
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/no_drugs/



2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

(1) 禁止薬物には絶対に手を出すな

昨今は、禁止薬物に対する興味や好奇心を持つ者が、インターネット等を通じて禁止薬物を容易に入手できる環境にあります。

このため、**薬物乱用を防止するには隊員一人一人の自律心を高めることが不可欠**です。各種の機会を捉えて「法令を遵守し」「国民の負託に応える」とサービスの宣誓を行った身であることを再認識させるとともに、**薬物依存の怖さと薬物乱用が自分や家族、組織に与える影響について、自ら考えさせる機会を設けることが大切**です。

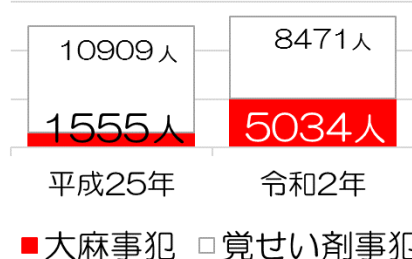
また、併せて薬物使用を勧められた際の断り方の教育も大切です。断り方のコツは「ハッキリ、キッパリ!!断る」とともに、「その場から離れる」ことです。



(2) 適切な知識の付与

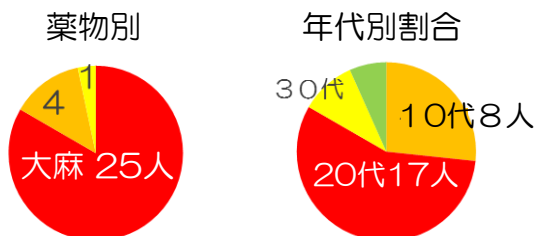
近年、多数の若年隊員が禁止薬物、特に大麻の使用により懲戒処分を受けています。全国的にも増加傾向にあり、それだけ社会に流通しているということです。「身体に害はない」「合法的国もある」等の誘い文句に乗せられることのないよう、その規制理由及び罰則について適切な知識を付与し、自覚を持たせることが必要です。

薬物事犯検挙人員内訳の推移



資料源：警察庁「令和2年における組織犯罪の情勢」に基づき作成

防衛省における薬物事案の懲戒処分状況（H28～R2年度）



資料源：防衛省人事教育局令和3年度薬物乱用防止教育参考資料に基づき作成

(3) 薬物乱用事案は速やかに相談窓口等へ報告・通報

過去において、同僚の禁止薬物の使用等を知りながら報告しなかった事例がありました。原因は、仲間意識からくるものでしたが、薬物乱用の悪影響を考えると、決して本人を助けることにはなりません。

管理者は、人生を長い目を見た場合、薬物依存から早期に立ち直ることが本人のためであることを繰り返し教育し、同僚等による禁止薬物の使用等に遭遇した場合は、速やかに直属の上司の他、**相談窓口（各自衛隊の警務隊）及び公益通報窓口等に速やかに通報**するよう指導することが必要です。